



平成 28 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 日本製罐株式会社
代表者名 代表取締役社長 馬場 敬太郎
(コード：5905 東証第 2 部)
問合せ先 経営企画部長 日野 剛健
(TEL. 048-665-1260)

「内部統制システムの基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 10 月 28 日の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を一部改訂することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。(変更箇所は下線で示しております。その他の部分に変更はございません。)

記

(コンプライアンス体制)

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社内における法令遵守体制をより明確化し、コンプライアンス尊重の意識を組織の隅々にまで浸透させる。

そのために、

- ①コンプライアンスポリシー（企業行動基準）の制定
- ②コンプライアンス担当役員の選定
- ③コンプライアンス担当部署の決定
- ④コンプライアンス・マニュアル（社内ルール）の作成
- ⑤コンプライアンス研修の実施
- ⑥内部監査の実施、等を行う。

以上のほか、反社会的勢力排除に向けた取締役会で決定した基本方針として、企業行動基準において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力や団体とは、会社として一切係わりを持たず、不当・不法な要求には、一切応じません。」と規定しております。

(業務の適正を確保するための体制)

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、文書管理規程を策定し、規程に定めた文書については、関連資料とともに、規定の期間これを保管するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的管理リスクの特定と管理体制の整備を行う。

社内各部署は、それぞれ所管するリスクの軽減管理を行う。各部長・室長は、四半期ごとに定例取締役会において所管するリスクの管理の状況を取締役に報告する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
中期事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化し、かつその評価方法を明らかにするものとする。なお、会社の重要な事項については取締役会により慎重な意思決定を行う。
5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
上記1. コンプライアンス体制に包含する。
6. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①子会社における業務の適正を確保するため、当社において構築する内部統制システムを子会社にも適用する
 - ②子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認められた場合は、当社監査役に報告するものとし、報告を受けた監査役は意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。
7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役を補助すべき使用人が必要と認められるときで、常設的な人材配置が困難な場合は人員と期間を限って配置する。
8. 前項の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
前項の使用人の選定については監査役会の事前の同意を得るものとし、また当該期間の人事管理については監査役会に委ねる。
9. 当社の監査役の第7項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
第7項の使用人に対する指揮命令は監査役に帰属し、当該使用人が必要な調査や情報収集に協力する体制を確保する。
10. 当社の取締役及びその他使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人等が当社の監査役に報告するための体制
 - ①取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。
その実効性を担保するため、「内部通報制度」を創設する。
 - ②取締役は、定期的に担当する部のリスク管理体制について報告するものとするが、第3項（リスク管理体制）による取締役会（監査役の出席する取締役会）への報告を以って替えることが出来る。
11. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
報告者が不利な取扱いを受けることのないよう、社内規程が適正に運用されていることを確認する。
12. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行につい

て生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

通常の監査費用は、毎期の監査計画等の中で予算化し、緊急の監査費用は、個別に監査役会の承認を得て前払や償還の請求がされたものについては、当社が負担する。

13. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- ② 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また社内と監査役との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

14. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に則して、財務諸表等が適正に作成されるシステムを構築し機能させ、信頼性のある財務諸表を外部に開示する。

以 上